

＜ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）＞

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などにご確認してください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申し込みの保険についてご確認をお願いいたします。

1. 被保険者に関する「氏名」「生年月日」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など）
 - ②保険金額・支払限度額（型やパターンなど）
 - ③被保険者の範囲

※保険期間、保険料に関する事項については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 補償が重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご加入の可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

保険商品・契約内容に関するお問合わせについて

【取扱代理店】 トモエ保険センター
 【電話番号】 052-331-1596 ※おかけ間違いにご注意ください。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について

お問合わせ、ご相談・苦情がある場合は

0120-101-060(無料)

【受付時間】 平日 9:00~17:00
 (土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます)
 ※ご加入の団体名(愛知県職員生活協同組合)をお知らせください。
 「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
 ※一部のご用件は営業店等からのご対応となります。

事故が発生した場合は

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あんしん24受付センター
 0120-985-024(無料)

※受付時間[24時間365日]
 ※1 P電話からは 0276-90-8852(有料)におかけください。
 ※おかけ間違いにご注意ください。

指定紛争解決機関について

引受保険会社との間で問題を解決できない場合は

一般社団法人日本損害保険協会のお客さま対応窓口で、損害保険に関する一般的なご相談に対応しています。また、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社の業務に関連する苦情の受付や紛争解決の支援を行っています。

そんぼADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）
 【ナビダイヤル】 0570-022-808(全国共通・通話料有料)

※受付時間 [平日 9:15 ~ 17:00 (土・日・祝日および年末年始を除きます)] ※おかけ間違いにご注意ください。
 ※携帯電話からも利用できます。 ※詳細は、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 ※1 P電話からは 03-4332-5241 におかけください。 http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr/

〈引受保険会社〉 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金および費用保険金のご説明 【団体総合生活補償保険】＜傷害補償（標準型）＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「夫婦型への変更に関する特約」または「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人*1	配偶者*2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「夫婦型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	—
③「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○*3

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人の配偶者をいいます。

※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族*4」または「別居の未婚*5の子」をいいます。

※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償（標準型）特約の補償内容

被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸入または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

(注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療は医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額の全額】 ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者*1、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動*2 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的見解のないもの*3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	【傷害死亡・後遺障害保険金額】 × 【約款所定の保険金支払割合(4%~100%)】 ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	【傷害入院保険金日額】 × 【入院日数】 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為には保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリドマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為	① 入院中に受けた手術 【傷害入院保険金日額】 × 10 ② 上記①以外の手術 【傷害入院保険金日額】 × 5 ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌日以降の手術が対象となります。 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限ります。なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとし、ます。	

	<p>②先進医療^{(*)1}に該当する診療行為^{(*)2}</p> <p>(*)1手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術を用います。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*)2治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。</p>		<p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具^{(*)1}を用いて競技等^{(*)2}をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等^{(*)2}をしている間」を除きます) イ. 乗用具^{(*)1}を用いて競技等^{(*)2}を行うことを目的とする場所において、競技等^{(*)2}に準ずる方法・態様により、乗用具^{(*)1}を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等^{(*)2}に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等^{(*)2}をしている間または競技等^{(*)2}に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間</p> <p>②被保険者が山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等)をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー・搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>③被保険者の範囲に関する特約がセットされた場合は、被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</p> <p>など</p> <p>(*)1 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。</p> <p>(*)2 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p>
<p>傷害通院保険金</p>	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院(往診を含みます)した場合 ※治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。</p>	<p>傷害通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。</p> <p>※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含まれません。</p> <p>※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。</p>	

※「傷害通院保険金支払日数短縮(60日)特約」がセットされた場合、1事故につき、特約に記載された日数60日がお支払いの限度となります。

その他の費用の補償

■その他の費用等に関する特約の補償内容<相手に対する補償に関するもの>

補償重複 マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人 ^{*1}	ご本人の配偶者	親族 ^{*2}
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)		○	○	○

(注)被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族^{*3}」または「別居の未婚^{*4}の子」をいいます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合					
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用) 補償重複	個人賠償責任危険補償保険金	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 ※住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	<table border="1"> <tr> <td>被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</td> <td>+</td> <td>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</td> <td>=</td> <td>免責金額^(*)(0円)</td> </tr> </table> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※1事故につき、個人賠償責任危険補償保険金額が限度となります。</p> <p>※上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険補償保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険補償保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険補償保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>※被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額^{(*)1}の合計額が、損害の額^{(*)2}を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額^{(*)1} ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額^{(*)2}から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^{(*)1}を限度とします。 <p>(*)1 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*)2 それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	=	免責金額 ^(*) (0円)	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動[*]</p> <p>③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任</p> <p>② 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>③ 被保険者と同居する親族^{*2}に対する損害賠償責任</p> <p>④ 被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。</p> <p>⑤ 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任</p> <p>⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ ゴルフカート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関して自動セットの特約により保険金をお支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>
被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金	=	免責金額 ^(*) (0円)					

お支払いする保険金のご説明【ゴルファー保険】

賠償責任保険普通保険約款(個人用)、ゴルファー特別約款、その他主な特約の補償内容をご説明します。詳しくは、普通保険約款、特別約款および特約をご参照ください。

■用語のご説明

用語	説明
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、バターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、施設の利用について料金 ^(注) を徴するものをいいます。(注) 名目を問いません。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を除きます。
ゴルフの練習、競技または指導	ゴルフの練習、競技、指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

■ゴルファー保険の補償内容

補償重復 マークがある補償をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重復し、保険料が無駄になることがあります。補償が重復すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

1. ゴルファー保険の補償内容は下表のとおりです。
2. 被保険者(補償の対象となる方)は、保険証券に被保険者として記載された方となります。ただし、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約の被保険者はアマチュアゴルファーの方に限ります。

補償内容	お支払いする主な場合	お支払いの対象となる損害の範囲・お支払いする保険金の額	お支払いできない主な場合
法律上の損害賠償責任 (基本契約) 補償重復	被保険者が行うゴルフの練習、競技または指導中の偶然な事故により他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被害に遭ったことにより、保険金をお支払いします。	【お支払いの対象となる損害の範囲】 ①損害賠償金 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額。ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものとする。 ②損害防止費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用 ③権利保全行使費用 事故が発生した場合に、他人に対する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ④緊急措置費用 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、搬送、診療、治療、看護その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用 ⑤協力費用 引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合、その遂行について被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用 ⑥争訟費用 損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用 【お支払いする保険金の額】 1事故につきお支払いする保険金の額は次のとおりです。 ■上記①から④までについては、次の算式によって算出される額とします。ただし、保険証券記載の支払限度額が限度となります。 【保険金の額】 = ①損害賠償金 +	【次の損害賠償責任を負担することによって被害に遭ったこと】 ・被保険者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ・被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 ・被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任* ・被保険者と世帯を同じくする親族の身体の障害またはこれらの者が所有、使用もしくは管理する財物の損壊に起因する損害賠償責任 ・被保険者の使用人(被保険者がゴルフの補助者として使用するキャディを除きます)が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任 ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波に起因する損害賠償責任 ・排水または排気(煙を含みます)に起因する損害賠償責任(不測かつ突発的な事故によるものを除きます) ・原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する損害賠償責任(医学的、科学的もしくは産業的利用に供されるラジオアイソトープ(ラジウム)、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません)の原子核反応または原子核の崩壊等によるもので、その使用、貯蔵または運搬に關し、法令違反がなかった場合を除きます) ・自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ※レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、借りたり、預かった物の損壊や使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被害に遭ったことについては保険金をお支払いできません。

②損害防止費用 ③権利保全行使費用 ④緊急措置費用 ■上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑤については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。	基本契約の免責金額(自己負担額) ■上記⑤および⑥については、その実費全額をお支払いします。ただし、⑤については、①の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の①の額に対する割合を乗じてお支払いします。	【次の事由によって生じた損害】 ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ・地震、噴火、洪水または地震もしくは噴火による津波 ・核燃料物質などの放射性、爆発性、有害な特性による事故 ・地震、噴火、洪水、津波、火災、爆発等に乘じてなされた盗難 ・ゴルフ用品の自然の消耗または性質による変質その他類似の事由 ・ゴルフ用品の置き忘れまたは紛失 など 【次の損害】 ・時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品の損害 ・ゴルフボールのみの盗難による損害 ・ゴルフクラブ以外の用品の破損または曲損による損害 など
用品の損害 次のいずれかによって被保険者に生じた損害に対して、保険金をお支払いします。 ・ゴルフ場敷地内でのゴルフ用品*の盗難 ・ゴルフ場敷地内でのゴルフクラブの破損または曲損 ※ゴルフクラブ、ゴルフボールその他ゴルフ用に設計された物、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。	【盗難による損害】 保険価額*を基準に保険金をお支払いします。 <用品の保険金額が限度となります> 【破損等による損害】 修理費をお支払いします。 <保険価額または用品の保険金額のいずれか低い額が限度となります> ※保険価額とは、ゴルフ用品に損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。 (注) 用品の損害に対して保険金をお支払いした場合、用品の保険金額は、損害が生じた時に降支払われた保険金の分だけ減額となります。この場合、追加保険料を払い込んで、元の用品の保険金額に復元することができません。	【盗難による損害】 保険価額*を基準に保険金をお支払いします。 <用品の保険金額が限度となります> 【破損等による損害】 修理費をお支払いします。 <保険価額または用品の保険金額のいずれか低い額が限度となります> ※保険価額とは、ゴルフ用品に損害が生じた地および時におけるゴルフ用品の価額をいいます。 (注) 用品の損害に対して保険金をお支払いした場合、用品の保険金額は、損害が生じた時に降支払われた保険金の分だけ減額となります。この場合、追加保険料を払い込んで、元の用品の保険金額に復元することができません。
ホールインワン・アルバトロス費用 被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、償還として負担する費用(実費)をお支払いします。	被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、償還として負担する費用(実費)をお支払いします。	被保険者が負担した次の費用をお支払いします。1回のホールインワンまたはアルバトロスにつき、ご契約のホールインワン・アルバトロス費用の保険金額が限度となります。ただし、⑤の費用については、ホールインワン・アルバトロス費用の保険金額の10%が限度となります。 ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次のいずれかを購入する費用を除きます。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成を記念して特作したプリペイドカードの購入費用は、贈呈用記念品購入費用とみなします) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤次のいずれかに該当する費用 ア. 償還として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用 イ. ゴルフ場の使用人に対する謝礼費用 ウ. 記念植樹を認めないゴルフ場においてホールインワンまたはアルバトロスを記念して作成するモニュメント等の費用 (注) この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)を複数加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約 保険金をお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者3名以上とバー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が自撃*したものに限り、かつ、 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者(具体的に①の方をいいます) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など	補償重復 保険金をお支払いの対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者3名以上とバー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が自撃*したものに限り、かつ、 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者(具体的に①の方をいいます) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など	ご注意 キャディ帯同のない「セルフプレー中」の場合は、原則として、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。ただし、同伴競技者以外の第三者の自撃*がある場合に限り、保険金をお支払いします。 *上記にかかわらず、次の場合のホールインワンまたはアルバトロスもお支払いの対象になります。 ・公式競技において、上記①または②のいずれかの自撃*がある場合 ・ホールインワンまたはアルバトロスの達成が客観的に確認できるビデオ映像等がある場合 ※自撃とは、打ったボールがホールにカップインしたことをその場で確認することをいいます(達成後に呼ばれてカップインしたボールを確認した場合は「自撃」に該当しません)。